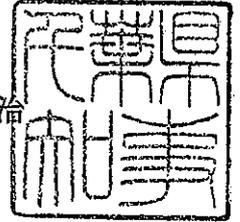


環 第 7 6 9 号  
平成31年1月10日

経済産業大臣 世耕 弘成 様

千葉県知事 鈴木 栄治



(仮称) 姉崎火力発電所新1～3号機建設計画に係る  
環境影響評価準備書に対する意見について (通知)

平成30年7月10日付けで株式会社JERAから送付された標記準備書に  
対する意見について、環境影響評価法第20条第1項及び電気事業法第46条  
の13の規定に基づき、別添のとおり提出しますので、事業者への指導につい  
て、よろしく願いいたします。

(仮称) 姉崎火力発電所新1～3号機建設計画に係る  
環境影響評価準備書に対する意見

本事業は、東京電力フュエル&パワー株式会社が管理する姉崎火力発電所に設置されている火力発電設備6基（出力計360万kW）のうち、重油及び液化天然ガス（LNG）等を燃料とする4基（出力計240万kW）を廃止することに伴い、株式会社JERAが最新鋭のコンバインドサイクル発電設備3基（出力計195万kW）を新たに設置する計画である。

計画では、他の化石燃料と比較して二酸化炭素排出係数が小さいLNGを燃料とするなどにより、環境負荷が低減されるとしている。

一方で、本施設は大規模な火力発電所であり、多量の排ガスや温排水等を排出する計画である。対象事業実施区域は電力、石油化学工業等の大規模な工場が集中する地域に位置し、対象事業実施区域周辺で他に火力発電施設の新設も見込まれていることから、大気質や温排水等に重畳的あるいは累積的な影響が懸念される。

また、対象事業実施区域は市街地に近接しており、学校教育施設や社会福祉施設等もあることから、環境の保全に、より一層の配慮が必要である。

については、これらの事業特性及び地域特性を踏まえ、地域環境に配慮した適切な環境影響評価を行うとともに、本事業による環境への負荷の回避・低減を図るため、下記事項について所要の措置を講ずる必要がある。

記

1 全般にかかわる事項

事業の実施に当たっては、利用可能な最新の技術を導入するなど、より一層の環境影響の回避・低減に努めること。

2 大気環境にかかわる事項

- (1) 施設の稼働に係る大気質への影響について、予測結果が二酸化窒素に係る千葉県環境目標値及び千葉市環境目標値を超過している地点が存在することを踏まえ、更なる環境への負荷の低減に努めること。
- (2) 特殊気象条件下における大気質への影響について、冷機起動時の予測を行っているが、冷機起動を実施する条件及び頻度等を明らかにした上で、予測及び評価を行うこと。
- (3) 施設の稼働に係る大気質への影響について、新たに設置する煙突の高さが現状と比較して大幅に低くなるため、地形の起伏の影響を受ける可能性がある。については、「発電所に係る環境影響評価の手引き」（経済産業省、平成29年5月）に基づき、地形の影響を考慮しうる予測手法を併用すること。

### 3 水環境にかかわる事項

- (1) 施設の稼働に伴う一般排水について、放流先の東京湾は化学的酸素要求量等が環境基準を達成していない状況にあることを踏まえ、更なる汚濁負荷の低減に努めること。
- (2) 施設の稼働に伴う温排水について、可能な限り環境影響を低減するように、取放水温度差を含む排水条件を管理すること。

### 4 動物、植物及び生態系にかかわる事項

- (1) 冷却水として取り込まれた海水が復水器を通過する際に、海水中の卵、稚仔及び動植物プランクトン等が受ける影響について、他事例等を参考にして可能な限り定量的に予測及び評価を行うこと。
- (2) 冷却水への次亜塩素酸ナトリウムの注入について、残留塩素濃度を定量下限値未満で管理することとしているが、海生生物へ及ぼす影響について定量的な評価がされていないことから、他事例等を参考にして可能な限り定量的に予測及び評価を行うこと。
- (3) 温排水による周辺海域の恒常的な水温上昇が潮間帯や干潟に生息する生物へ及ぼす影響について、他事例等を参考にして適切に予測及び評価を行うこと。

### 5 温室効果ガス等にかかわる事項

再生可能エネルギーの導入など、自主的な温室効果ガス削減の取組に努めること。

### 6 事後調査にかかわる事項

施設の稼働に係る温排水の海生生物への影響について、他の火力発電施設等との重畳的な影響が想定されることなどから予測に不確実性があるため、周辺海域における事後調査を実施すること。

### 7 その他の事項

- (1) 環境保全措置の実施状況を住民等が把握できるよう、施工時及び供用時の環境監視の結果について、予測結果との比較を行い、積極的に公表するよう努めること。
- (2) 環境影響評価書をインターネットの利用その他の方法により公表するに当たっては、印刷や縦覧期間後の閲覧を可能とするなどにより、住民等の利便性の向上に努めること。